



報道関係者各位

令和2年4月28日

【照会先】

新潟労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 渡辺 充朗

室長補佐

小林 康夫

TEL: 025-288-3511

えるぼし認定企業「新潟県労働金庫」の認定！！

新潟労働局（局長 おくむら のぶと 奥村 伸人）では、このたび、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）企業（3段階目※）として、新潟県労働金庫（本社：新潟市 理事長 さいとう 齋藤 敏明 氏）を認定いたしました。（県内のえるぼし認定企業は11社となります。）

えるぼし認定企業は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。採用、継続就業、労働時間等の働き方、女性の管理職比率、多様なキャリアコースの5つの評価項目などについて一定の要件を満たす企業が対象となります。認定を受けた企業は、認定マーク（下段に表示）を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。



認定マーク「えるぼし」

「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取組む)、laudable（賞賛に値する）など様々な意味があります。

「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

認定の段階（※）

5つの評価項目の基準のすべてを満たす場合：3段階目

5つの評価項目の基準のうち3～4つを満たす場合：2段階目

5つの評価項目の基準のうち1～2つを満たす場合：1段階目

<参考資料>

資料No.1 新潟県労働金庫における取組の概要

資料No.2 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

資料No.3 認定基準（女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準）

資料No.4 えるぼし認定企業一覧（新潟労働局管内）

新潟県労働金庫(新潟県新潟市)

- 代表者 理事長 齋藤 敏明
- 事業内容 金融業
- 労働者数 578人(男性260人、女性318人)



認定企業における女性の活躍推進のための取組の概要は次のとおりです。

(認定取得時点)

1. 職員の採用において、女性の競争倍率は男性の競争倍率と同程度で男女とも採用が進んでいます。(職員 女性30.57倍、男性29.87倍)
2. 職員の継続就業状況について、男女とも継続雇用割合に大きな差はなく、働き続けやすい職場になっています。(職員 女性0.77、男性0.80)
3. 直近の事業年度において、職員の各月の法定時間外・休日労働の時間数の合計が、平均0.8時間と、仕事と家庭が両立しやすい職場になっています。
4. 管理職(次長級以上)に占める女性の割合が18.6%と、産業平均値の11.5%を上回り、女性の登用が進んでいます。
5. 直近の3事業年度において、女性の準職員から職員への転換実績が2人、キャリアアップに資する雇用管理区分間の転換が17人と多様なキャリアコースが実施されています。

<事業主からのコメント>



当金庫では、職員のさまざまな状況を踏まえ、互いの特性を理解し、尊重するとともに、能力を最大限に発揮できる職場環境の整備に努めております。

また、女性職員の管理職登用および準職員から職員への登用のほか、仕事と家庭の両立を支援する取組み等を積極的に進めております。

女性活躍推進法に基づく認定制度の概要




◆ 女性活躍推進法に基づく「認定」は、認定基準を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は認定マーク(愛称「えるぼし」)を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができる。

◆ 認定基準

「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの評価項目のうち、基準を満たす項目数に応じて、1つ又は2つ満たせば認定段階1、3つ又は4つ満たせば認定段階2、全て満たせば認定段階3となる。

満たさない項目は2年以上の改善実績が必要である。認定の段階に応じ、認定マークの星の数が異なる。

認 定 の 段 階

<p>認定段階 1</p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次ページに掲げる5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 ● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。
<p>認定段階 2</p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次ページに掲げる5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイトに公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 ● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。
<p>認定段階 3</p> 	<p>以下のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次ページに掲げる5つの基準の全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト(※)に毎年公表していること。 ● 下の★印に掲げる基準を全て満たすこと。

新潟県労働金庫

※ 法施行前からの実績の推移を含めることが可能

★次ページに掲げる基準以外のその他の基準は以下の3つです。

- 事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- 定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。
- 女性活躍推進法及び 同法に 基づく命令その他関係法令に違反する重大事実がないこと。

※厚生労働省のウェブサイト とは、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」 <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

認定基準(女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準)

◆ 下線部は 新潟県労働金庫 様が、満たした基準です。

評価項目	基準値(実績値)
①採用	<p><u>男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度(※)であること</u></p> <p>(※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率(女性の応募者数÷女性の採用者数)」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率(男性の応募者数÷男性の採用者数)」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと)</p>
②継続就業	<p>i) 女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること</p> <p>又は</p> <p><u>ii) 「10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者(期間の定めのない労働契約を締結している労働者かつ新規学卒者として採用された者に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合」÷「10 事業年度前及びその前後に採用された男性労働者(新規学卒者として採用された者に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること</u></p>
③労働時間等の働き方	<p><u>雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること</u></p>
④管理職比率	<p><u>i) 管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値(金融業 11.5%)以上であること (※産業大分類を基本に、過去3年間の平均値を毎年改訂)</u></p> <p>又は</p> <p>ii) 直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること</p>
⑤多様なキャリアコース	<p>直近の3事業年度に、以下について大企業(※常時雇用する労働者の数が301人以上の企業)については2項目以上(非正規雇用労働者がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業(※常時雇用する労働者の数が300人以下の企業)については1項目以上の実績を有すること</p> <p><u>A 女性の非正規雇用労働者から正社員への転換</u></p> <p><u>B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換</u></p> <p>C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用</p> <p>D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>

注) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差支えないこと(雇用形態が異なる場合を除く。)

えるぼし認定企業一覧

令和 2 年 3 月 3 日 現在
新潟労働局雇用環境・均等室

1 基準適合一般事業主の認定（えるぼし認定）状況

(社)

	301人以上企業	300人以下企業	計
認定数	10	2	12
第1段階（1つ星）	0	0	0
第2段階（2つ星）	3	0	3
第3段階（3つ星）	7	2	9

2 新潟労働局内のえるぼし認定企業

企業名	所在地	認定段階	認定年月
株式会社 エム・エスオフィス	長岡市	 第3段階	2017年6月
社会福祉法人 桜井の里福祉会	西蒲原郡 弥彦村		2017年7月
株式会社 日本フードリンク	新潟市		2017年8月
社会福祉法人 見附福祉会	見附市		2017年11月
株式会社 ソリマチ技研	長岡市		2017年11月
医療法人社団 しただ	三条市		2018年2月
株式会社 第四銀行	新潟市		2018年7月
株式会社 北越銀行	長岡市		2019年6月
新潟県労働金庫	新潟市		2020年3月
社会福祉法人 愛宕福祉会	新潟市		 第2段階
亀田製菓 株式会社	新潟市	2017年6月	
株式会社 第四銀行	新潟市	2017年7月	

* 認定企業のうち、公表することに了解を得た企業名および市町村名を掲載しています。